

社会企業家による攪乱する反復と倫理的実践： 株式会社アバンティによるオーガニックコットン 事業の事例分析を通じて

石 黒 督 朗

1. はじめに

本稿の目的は、社会企業家の倫理性を見失った社会企業家研究の理論的課題に対して、不可知論の立場から社会企業家の倫理的実践を把握する分析視角を提示すると共に、事例分析から見いだされる発見事実を通じて理論的貢献を提示することにある。

社会企業家は、Leadbeater (1997) が定義するように「市場の失敗」, 「政府の失敗」によって生じてきた多様な社会問題に対して、社会的イノベーションを通じてその解決を図る存在として提起された (pp. 55-56)。つまり社会企業家は、資本主義社会が引き起こしてきた多様な社会問題を解決に導くという「倫理」を改めて企業家に付与し、強調することで誕生した概念である。

社会企業家研究が、社会問題を悪とし、社会企業家を善とする理論的前提を置くのに対して、社会企業家の批判研究では新たな社会問題を生み出す社会企業家の非倫理性を暴き出している (e.g., Khan, Munir and Willmott, 2007; Karim, 2008)。これらの批判研究は、社会企業家の非倫理性を暴露していくことで、逆説的に先行研究が社会問題の解決を目的とする社会企業家を無自覚に倫理的な存在として位置づけてきたことを指摘してきた (e.g., Nicholls and Cho, 2006; Dey and Steyaert, 2012; 高橋, 2012)。この指摘は、社会企業家の倫理を見失うと同時に、新たな分析視角の必要性を示していると考えられる。

そこで本稿では、社会企業家研究の抱える理論的課題を批判研究の検討を通じて指摘したうえで、批判研究が依拠する Foucault, Butler の抵抗の議論から社会企業家の実践を把握する分析視角を提示する (2)。この分析視角をもとに、株式会社アバンティがオーガニックコットンを事業化していく中で児童労働問題と出会い、オーガニックコットン事業をソーシャルビジネスへと再創造していく実践を記述し (3)、これらの分析から得られる社会企業家研究における新たな発見事実と理論的貢献を明らかにする (4)。

2. 先行研究の検討

本章では、Khan et al (2007), Karim (2008) の批判研究を Foucault (1971) の真理の体制への抵抗として再考することで社会企業家研究の問題点を指摘し (2.1), これを克服するために Butler (2005) の「攪乱する反復」から社会企業家の実践に迫る (2.2)。そのうえで、社会企業家の倫理的実践を把握する分析視角を提示する (2.3)。

2.1 問い直される社会企業家の倫理性

社会企業家は、既存の公共サービスでは解決し得ない社会問題に対して、市場の持つダイナミズムを利用することで解決を試みる主体として定義されてきた (e.g., Giddens, 1998)。それ故に、社会企業家は社会問題の解決を収益事業として構築することそのものが、彼らの倫理性を担保するものとして捉えられてきた。例えば Mulgan (2007) は、社会問題の認知を契機にソーシャルビジネスを想起した社会企業家が、ステイクホルダーらの協力関係により社会問題を解決に導くプロセスを分析している。彼の研究では、このような社会企業家による社会問題を解決に導いていく過程をソーシャル・イノベーション・プロセスとして①社会的ニーズの発見とアイデアの醸成、②アイデアの具現化とテスト、③組織の成長と他組織への普及、④他組織によるソーシャル・イノベーションの進化と変容の4段階で分析している。彼の議論では、社会企業家によって構想されたソーシャルビジネスが市場に提供され、市場の中で受け入れられることでソーシャル・イノベーションが実現する。いわば、社会企業家による社会問題解決の事業化 (利益の追求) が、市場メカニズムを通じることで公益の追求とみなされるという論理構造を有している。

他方で、このような社会企業家による利益追求に対する批判研究が存在する (e.g., Dey and Steyaert, 2012)。本稿では、Khan et al (2007), Karim (2008) による社会企業家の非倫理性を暴き出す批判研究を振り返っていくことで、この研究領域が抱える理論的課題を明らかにしていきたい。

Khan et al. が注目したのは、ソーシャルビジネスの成功事例として称賛されていたシアルコットのサッカーボール縫製産業における児童労働撤廃事例である。この発端は、1994年にパキスタンのシアルコット市でのサッカーボール縫製事業に関わる児童労働問題がマスコミにより大きく取り上げられたことだった。この問題が大きく取り上げられたことでサッカーボール縫製業者は、児童労働問題を掲げることで児童労働問題に取り組む NGO、政府を巻き込み、NGOの監督の下で縫い子を集め、シアルコット市が監督する縫製センターに従事させた。このサッカーボール縫製業者、サッカーボールメーカー、国連、FIFA (Federation International de Football Association)、マスコミ、NGOにより構成された社会企業家の連合体は、サッカーボール縫製における児童労働の撤廃に成功した。しかし、Khan

et al. (2007) は、児童が労働から解放されたことで各家庭の収入が減少し、児童の就学すらままならない貧困という新たな問題が引き起こされたことを指摘する (Khan et al., 2007, pp. 1060-1061)。そもそも家庭内で縫製業が営まれていた理由は、パキスタンに女性差別、職業差別の問題があったからである。表立って働くことのできない母親たちは、債権者でもある仲介業者を通じたサッカーボール縫製業を家庭で細々と行うことにより、借金を返済し家計を支えていた。これを手伝っていたのが児童たちであった。しかし、縫製業は卑しい仕事として認識されていたために、設立された工場で働くことは許されず、重要な収入源を失い、さらなる貧困に陥ってしまった。それにも関わらず、縫製センターで製造されたサッカーボールは、アメリカ W 杯で公式試合球として使用され、後に FIFA によってサッカーの公式試合には児童労働が撤廃されていることを示す Save the Children の刻印が押されたボールが使用されることが決定された (Khan et al. 2007, pp. 1056-1057)。Khan et al. (2007) は、児童労働問題を解決したことでサッカーボールを製造、販売し利益を追求することへの正当性を獲得していった影で、シアルコットの女性への労働差別と貧困問題がより拡大したことを批判する。

Karim (2008) が注目したのは、バングラディッシュの農村部における深刻な貧困状態を解決するためにグラミン銀行を設立したムハマド・ユヌスである。ユヌスは、洪水や天候不順により困窮し、銀行からの融資を受けられない農村部の貧困層に対して年率 100~200% の高金利での融資を行う高利貸しからの脱却を図ることで貧困の解決を目指した。高金利により返済ができず、担保にしていた農地を失い、生活基盤を失っていく貧困層に対してユヌスは、少額・低金利で融資するグラミン銀行を設立することで、貧困層を高利貸しが生み出す貧困のサイクルを断ち切ることに成功した。のちにノーベル平和賞を受賞することとなったユヌスのグラミン銀行をひな型に、社会問題を解決に導く主体として社会企業家への注目は高まり、数多くのソーシャルビジネスが展開されてきた。しかし、Karim (2008) は、ソーシャルビジネスによる農村部の女性のエンパワーメントが、却って農村部における女性の生活をより困難なものにしたと指摘する。グラミン銀行による融資は、女性による 5~6 人のグループを対象にしており、その債務責任はグループの連帯責任となる。そのため債権者の女性たちは、互いの経済状況を監視し、返済ができない債務者に対しての取立て (家財の差し押さえなど) を行う (Karim, 2008, pp. 17-18)。この制度化された融資—取り立ての仕組みにより、一方でグラミン銀行自身は債務者の経済状況の把握や取立てにかかるコストを削減と利益の拡大に成功し、他方で相互監視の仕組みはバングラディッシュにおいて伝統的に村の中に存在していた相互互助の慣習を破壊し、より深刻な貧困に悩む人々¹⁾ が救われる機会が失われてしまったのである (Karim, 2008, p.p., 8-9, 18-19)。それにもかかわらず、この制度化された融資—取り立ての仕組みは、自助努力による貧困からの脱出のモデルとされ、グラミン銀行はクリーンな金融 (マイクロファイナンス) のイメージを獲得し、海外からの

寄付を呼び込み続けているのである (Karim, 2008, p.p., 8)。

一見するとこれらの批判研究は、社会企業家の非倫理性の暴露という理論的視座に立つが故に、我々が社会企業家という概念をなぜ必要としているのかについて、その理論的意義そのものを不明瞭にしているように見える。しかし、その研究目的は社会企業家の非倫理性を暴露していくことで、逆説的に先行研究が社会問題の解決を目的とする社会企業家を無自覚に倫理的存在として位置づけてきたことを指摘することにある (e.g., 高橋, 2012, 7-8 頁)。このような彼らの試みの前提にあるのが、フーコーによる不可知論である。

Foucault (1980) は、倫理の意味内容を確定していくことで、逆説的に我々は倫理的行為を捉えることが困難になると指摘する (邦訳, 283-285 頁)。例えば倫理の意味内容を確定していくことは、非倫理的行為が何かであることを浮き上がらせ、それに対する禁止や抑制として作用していく。フーコーは、このような禁止や規制を権力関係の作用として注目し、禁止や規制が作用する対象 (例えば性や身体) が変化する瞬間に注目する (Foucault, 1980, 邦訳, 210 頁)。この際、倫理の意味内容は人々を禁止や抑制に導く権力作用から、逐次的に指定されていくことが明らかにされていく。ここでフーコーは、倫理の意味内容はアプリオリに確定することも、その意味内容を問うこともできないにも関わらず、自明の存在として確かに在るとする不可知論的態度に立つことで、不可知な倫理を参照した権力関係の作用として繰り広げられる倫理的実践から分析を試みるという、新たな理論的視座を切り開いた。

Foucault (1980) は人々の倫理的実践を可能とする権力関係を、真理の体制 (regime of truth) と指摘した。この真理の体制は、我々が語り、書き、記録する手続きを拘束し現実 (reality) を構築すると共に、その現実の下で我々は自身を理解し、振る舞うことを可能にする (Foucault, 1980, p. 131)。この真理の体制が、上述の禁止や抑制といった作用を産み出す。それ故に Foucault (1971) は真理の体制が主体に及ぼす影響に注目し²⁾、我々の社会に偏在する権力関係の下での圧力、拘束への批判、抵抗さえも倫理的態度として見出したのである (e.g., Foucault, 1971; 桜井, 1996, 210-211 頁)。つまり、Khan et al. (2008) や Karim (2009) らの研究は、社会問題の解決を倫理として確定的に議論する社会企業家研究への抵抗を通じて、社会企業家の倫理性を改めて問い直す必要性を訴えたのである。

2.2 社会企業家による「攪乱する反復」

Foucault (1971) の真理の体制に関する議論を踏まえ、倫理的実践を反復という次元から把握を試みるのが Butler (1990) である。彼女は『ジェンダー・トラブル』 (*GENDER TROUBLE*) において、男性中心主義を批判するにあたり「女性」という主体を男性中心主義の思考の外側に位置付けるフェミニズムの問題を指摘する (邦訳, 24-26 頁)。Butler (1990) は、準拠すべきならかの規範 (男性中心主義とは異なる理想の女性像) をすでに持ったカテゴリーを前提とした批判は、むしろフェミニズムが批判する近代の二項対立構造

にとらわれていることを指摘する。Butler (1990) によれば、そもそもジェンダーは、身体的差異に対する文化的差異でもなく、あくまで政治システムによって構築された言説の結果に過ぎない (邦訳, 22-23 頁)。それを踏まえた上で彼女が目指すのは、二項対立構造にとらわれてきた種々の「立場」から排除されたものを問い直すことであり、ジェンダー・アイデンティティのどちらかへの帰属しか認めない、ある立場に対しての肯定か、否定かの選択を迫る二項対立の思考への抵抗であった (大貫, 2000, 164 頁)。ジェンダーの問題からもわかるように固定的なカテゴリーに支えられたアイデンティティが、自らが変えようとする文脈を破壊することを困難にし、むしろそれを再生産する。いわば真理の体制は、それを参照する実践の反復により支えられており、フーコーが対象としてきた善悪の所在を巡る議論もこれに他ならない (e.g., Foucault, 1971)。

Butler (2005) も、自身を無批判に規範側に位置付けることで他者に対して行使される権力作用を、倫理的暴力³⁾として痛烈に批判する。その上で Butler (1990) は、「男性か女性か」の選択を迫る真理の体制への抵抗を、「攪乱する反復」により達成することでジェンダー問題の解決を図る (pp. 68-69)。この「攪乱する反復」とは、権力関係の反復により絶えず生じる「責任=応答可能性」(responsibility) を、パフォーマンスな応酬を通じてズレを生み出す行為である。我々は、権力関係に準拠することで、名付けられ、また名乗ることでアイデンティティを獲得し、権力関係を基盤とする権力作用を引き出すことが可能になる。しかし、この権力作用は真理の体制の反復であり、自身と他者を真理の体制に拘束する。そこで彼女が目指したのが、権力関係に準拠しつつも、意図的にその反復をずらしていくパフォーマンスな実践を通じて、真理の体制の再生産に亀裂を生じさせ、変化を導いていくことであった (Butler, 1990, 邦訳, 68-69 頁)。例えばジェンダー問題の場合 Butler (1993) は、ゲイたちの様々なカテゴリーでの女装を競い合うパーティーを例に挙げている。審査基準は「本物らしさ」であり、ゲイであると判別できないほどに異性愛の男女を演じる。Butler (1993) は、彼らの実践そのものが異性愛社会の反復であると同時に、異性愛者自身も異性愛社会の理想像を反復しているに過ぎないことを暴き出していると指摘する。ゲイたちによる女装パーティーという「攪乱する反復」は、異性愛主義を正常と規定する学問・科学を信奉する異性愛者に対して、規範への否応ない反復によってそれが支えられているに過ぎないことを自覚させ、異性愛社会への疑義を生み出すのである。

この「攪乱する反復」という理論的視座に立った時、Khan et al. や Karim の社会企業家の批判研究は、社会問題を悪、社会企業家を善とする二項対立に仕掛けられた真理の体制の再生産構造を、社会企業家の非倫理性の暴露という形で捉えていったと考えられる。しかしながら、権力関係の暴露による批判に留まったがゆえに、社会企業家研究における倫理の喪失という理論的課題を指摘しつつも、そのオルタナティブを提示し得なかった。これが、社会企業家研究における批判的研究が残した、理論的課題であると考えられる。

2.3 本稿の理論的視座と分析視角

批判的研究を経て抱える社会企業家研究の理論的課題に対して、Butler（1990）提唱する「攪乱する反復」は、二項対立の選択に仕掛けられた社会問題の再生産の罫を乗り越えようとする、社会企業家の倫理的実践を捉える新たな理論的視座を提供しうる。具体的には、人々はソーシャルビジネスを構築することで、真理の体制の再生産活動をパフォーマンス的に攪乱していくことで、ズレを産み出す。このズレは、真理の体制のもとで反復される倫理的実践の応酬を通じて拡大され、遂には真理の体制を内破していくかたちで変革を実践していく。いうなれば、社会企業家とは真理の体制に準拠しつつズレを生み出す攪乱する反復を通じて、倫理的暴力を持った真理の体制を新たに作る＝ソーシャル・イノベーションを可能にすると考えられる。

この理論的視座に基づいた、社会企業家の倫理的実践を捉える新たな分析視角は、以下のようになると考えられる。

第一に、社会問題は、既存の真理の体制すなわち支配的な権力関係が不可避に生み出す倫理的暴力として生じる。だとすれば人々は、支配的な権力関係に依拠していくことで、その権力関係が生み出す倫理的暴力として社会問題を見出し、救済すべき対象として社会的弱者を位置づけていく。

第二に、支配的な権力関係が不可避に産み出す倫理的暴力＝社会問題に対して、人々はその権力関係を攪乱するソーシャルビジネスを想起する。この際ソーシャルビジネスは支配的な権力関係に抵抗したり敵対したりするのではなく、その権力作用を利用しつつ置換するバイパスを作り、倫理的暴力の源泉を喪失させていくかたちで設計される。

第三に、社会企業家は対話を通じて自ら構築したソーシャルビジネスによって生じる新たな反復への「責任＝応答可能性」に迫られる。社会企業家が構築した新たな権力関係は、そこに参加する主体にとって、翻って自らの利害を実現する支配的な権力関係と化す。だとすれば、社会企業家が構築したソーシャルビジネスは各主体が利害を満ち続けるために再生産されていくことも、かつて社会企業家自身が実践したように、そこに倫理的暴力を見出し攪乱する反復の糸口にもなりうる。それ故、社会企業家は自らが構築した新たな権力関係としてのソーシャルビジネスに対して、他者への「責任＝応答可能性」を果たし続けることを求められているのである。

3. 事例分析：アバンティによるオーガニックコットンの事業化

本章では、株式会社アバンティ（以下、アバンティ）が如何にソーシャルビジネスを実践してきたのかを、同社のオーガニックコットン事業の展開から分析していく。アバンティは、オーガニックコットン（無農薬有機栽培綿）を専門に原綿の輸入販売、糸、生地、オーガニ

ックコットン製品の企画製造販売を事業としている企業であり、独自ブランドとして「プリスティン」を展開している⁴⁾。アバンティは、オーガニックコットンを普及させていく活動を通じた環境保全、社会貢献を目標としたソーシャルビジネスを行っている。その活動は国内外を問わず東北地方、インド等で展開されており、震災復興、児童労働、貧困、女性差別問題など様々な社会問題の解決に取り組んでいる。本研究がアバンティのソーシャルビジネスに着目した理由は、これらのソーシャルビジネスがオーガニックコットン事業との相互作用の中で創出されていること、またソーシャルビジネス、オーガニックコットン事業の双方が、社会問題との対峙を通じて再創造され続けていることが挙げられる。なお調査にあたって、アバンティ代表取締役の渡邊智恵子氏への複数回（2012年12月、2013年9月、同年11月、2014年8月、2016年11月の計5回。総時間11時間程度。文字数換算：約11万字）に及ぶ面談形式のインタビューを行っている。

3.1 オーガニックコットン事業を通じた服飾産業と児童労働問題の接続

アバンティという会社が誕生したきっかけは、米国に本社をおくタスコジャパン⁵⁾の従業員の受け皿を確保するためであった。タスコジャパンは、本社であるタスコの商品を専門に扱い、これに依存した経営を行っていた。そのためタスコジャパンの存続は、アメリカの本社の意向によっては、契約の打ち切り等のリスクを抱えていた。この現状に対して、日本法人に勤める従業員の生活を守るために、親会社とは別のビジネスをする会社が必要となった。そこで発起人となったのが、渡邊智恵子氏である。1985年にアバンティ代表取締役社長に抜擢された渡邊氏は、従業員を安定的に雇用するためのビジネスを模索していた。そこで偶然に知人から日本での輸入代理店探しの相談を受けて出会ったのがオーガニックコットン製品であった。

繊維業の業界規模の大きさ、オーガニックコットンという新たな素材にビジネスの可能性を感じた渡邊氏は、従業員の雇用を維持していく事業としてオーガニックコットンの事業化に向けて動き出していく。この時、渡邊氏が取り組まなければならなかったのは、オーガニックコットンという当時としては新しい素材を扱ってくれる縫製業者を探すことであった。当初、渡邊氏はアメリカからオーガニックコットンの生地を輸入し、その生地を使ってタオルや肌着等を製造、販売していく事業を想起していた。しかし、輸入した生地はごわごわとした粗い手触りで、日本の消費者のニーズに合わなかった。そこで渡邊氏は生地ではなく、生糸を輸入し日本で生地仕立て販売することを試みたが、ここでもアメリカと日本の規格の問題が発生した。アメリカから輸入した生糸は、長さ、太さの規格が統一されておらず、日本の織物業者に受け入れてもらえなかった。そこで渡邊氏はオーガニックコットン生地の輸入代行ではなく、アバンティが仲介役となりオーガニックコットンの原材料である原綿、綿花をアメリカの栽培農家から買い付け、紡績、織物、縫製業者と生産＝製造工程を委託し、

自社ブランドとしてオーガニックコットン製品を販売する事業構想を描いた。更にオーガニックコットンの事業化を目指す際に、それまでブラックボックスであった綿の栽培農家から、糸、生地になるまでの加工、製造工程のすべてがオーガニックの基準を満たしているかを把握するトレーサビリティを確立していくことを目指した。このトレーサビリティを徹底することで渡邊氏は、自分たちが製造、販売するオーガニックコットン製品の「環境保全」、「安全性」という魅力を付加価値とし、子供を育てる母親を顧客ターゲットにオーガニックコットン製品を販売していくことが可能になると考えたのである。いわば、我が国の縫製産業の規格や消費者の好みに対応する生産体制を整えつつ、その体制を利用してオーガニックを新たな付加価値として確立していくという差別化戦略を志向したのである。

このオーガニックを付加価値とした差別化戦略は、オーガニックコットン事業を展開していく中で社会問題に接続され、その意味内容が拡張されていくことになる。その契機となったのが、トレーサビリティに裏付けられたオーガニックコットン事業を実現していく中で渡邊氏が、綿花栽培における児童労働問題に直面したことであった。

例えば世界最大の綿耕作地面積を持つインドでは、世界第二位の綿生産量を誇っており、その輸出により大きな貿易収益を得ている。他方で、両親の失業や低い賃金水準により貧困に苦しむ家庭では、本来であれば教育を受けるべき児童が綿花農場に従事している。その数はおよそ400万人と言われ、特にその犠牲になるのは社会的慣習により立場の低い女兒である。結婚持参金制度があるインドでは、結婚する女性の生家側が花婿側に持参金や家財道具を贈る習慣がある。そのため女兒は、幼いうちから働くことで家計の負担を減らす必要に迫られる。しかし、安く綿を手に入れようとする企業、農場経営者によって、立場の弱い彼らには安い給料しか支払われず、安い労働力として児童が利用されている。子育てをする母親に向けてオーガニックコットン製品を販売するアバンティにとって、綿の生産現場で起こる児童労働問題は、オーガニックコットン製品に期待を寄せるステイクホルダー（特に消費者）を裏切るものであり、決して見過ごすことはできない。オーガニックコットンを事業化する上で欠かせなかったトレーサビリティを徹底した結果、オーガニックコットン製品に付加価値を見いだすステイクホルダーと、綿農場で発生する児童労働問題を接続されてしまった。

この児童労働問題は、オーガニックコットン事業を行うアバンティだけの問題ではない。渡邊氏は、綿農家から安く綿を買い叩く服飾産業の支配的権力関係から、服飾産業が解決しなければならぬ社会問題として児童労働を見出していく。

3.2 日本オーガニックコットン協会設立による攪乱する反復

アバンティにとって、児童労働の撤廃はオーガニックコットンの付加価値を維持するため必要不可欠である。しかし、オーガニックコットンが服飾業界において有用な商材として

付加価値を持ってしまえば、より仕入れ価格の安い児童を労働力として利用した綿花の生産が拡大してしまう。そうなれば服飾産業が児童労働に与える悪影響はさらに拡大していく。渡邊氏は自社の取り組みとしてオーガニックコットンにおける児童労働の撤廃を行うだけでなく、服飾産業全体で児童労働の解決を図っていく。

そこで渡邊氏が取り組んだのが、アバンティが紡績業者、織物業者、縫製業者との提携関係によって構築したトレーサビリティ体制を基盤とした、日本オーガニックコットン協会の設立である。日本オーガニックコットン協会は、1993年に渡邊氏を理事として設立された日本テキサスオーガニックコットン協会を前身とし、2000年に設立された。アバンティがオーガニックコットンを次世代の素材として事業化したことに業界内の各社が注目しており、更に渡邊氏がオーガニックコットンの検査体制と実績を有していたことで、各社が賛同し日本オーガニックコットン協会に参画することになったのである。

この協会が目的として掲げたのは、オーガニックコットンを通じた社会貢献を目的に、綿花の栽培と、その製造工程において環境負荷を最小限に抑える方法を普及させることで環境保全に寄与することである。この協会の活動を展開するにあたって、オーガニックコットンとオーガニックコットン製品の定義していく必要があった。具体的に同協会では、オーガニックコットン、オーガニックコットン製品に対して次のような基準を設けている⁶⁾。

・オーガニックコットン

オーガニック農産物等の生産方法についての基準に従って2~3年以上のオーガニック農産物等の生産の実践を経て、認証機関に認められた農地で、栽培に使われる農薬・肥料の厳格な基準を守って育てられた綿花

・オーガニックコットン製品

紡績、織布、ニット、染色加工、縫製などの全製造工程を通じて、オーガニック原料のトレーサビリティと含有率がしっかりと確保され、化学薬品の使用による健康や環境的負荷を最小限に抑え、労働の安全や児童労働などの社会的規範を守って製造した製品

ここで重要なことが、オーガニックコットン製品を従来の無農薬・有機栽培から、「労働の安全や児童労働などの社会規範」を守った製品へと定義していくことで、その基準を作成していったことであった。この基準をもとに日本オーガニックコットン協会は、オーガニックコットン認証機関として農地を検査し、農地管理や栽培方法を調べ、基準に準拠しているかどうかを確認し、オーガニックコットン認証を与えている。いわば、参加企業が自発的に認証を得ていく状況を整えることで、オーガニックコットンから児童労働が撤廃されていく仕組みを構築していったのである。

しかし、オーガニックコットンの新たな定義は、日本のオーガニックコットン市場から児童労働問題を排除しているに過ぎず、綿農場で発生している児童労働問題の解決には至らない。むしろ、日本市場から排除された綿農場ではさらなる貧困が発生する可能性がある。渡邊氏が目指さねばならないのは、児童労働によって生産される原綿を市場から排除するだけでなく、綿農場において児童労働を発生させる現場への直接的な介入であった。

そこでアバンティは、世界の子供を児童労働から守る NGO 「ACE」⁷⁾ と連携したソーシャルビジネスを展開していく。ACE は、「1. 児童労働のことを、知って、参加してほしい。2. 児童労働が使われていない製品を作り、消費行動によって児童労働を予防できることを実践してみせる。3. 働いている子どもたちを学校に行かせたい」の3つを目的とした NGO である。オーガニックコットン事業を展開する渡邊氏にとってインドは、使用する綿の輸入先ではない。しかし、インドは原綿の世界有数の生産地であると同時に、児童労働が深刻な問題となっている。その原因は、宗教、文化に起因する側面もあるが、服飾産業による搾取が大きな要因となっている。メーカー、あるいは仲介業者が安く綿を買い叩くことにより、貧困に苦しむ家庭の児童は就学もままならず労働を強いられる。故に、インドで活動している ACE は、渡邊氏にとって重要な提携相手として見出された。

2010 年に開始された ACE との提携を通じてアバンティは、ACE の監督の下で栽培された綿を適正価格で買い取り、製品化、販売することで、綿花農家の収益を向上させる事業を立ち上げた。いわばアバンティは、協会活動を通じて新たに定義したオーガニックコットン・オーガニックコットン製品の基準に基づき、これまで不当な価格で綿を買い叩いていたメーカー、仲介業者に置換する形でソーシャルビジネスを構築していった。アバンティは自ら構築した営利事業としてのオーガニックコットン事業を、ACE と提携することで貧困に苦しむ綿花農家の支援へと結びつけ、児童労働を撤廃したオーガニックコットンフェアトレードを可能にするソーシャルビジネスとして再創造していったのである。これによって、綿農場で働く労働者が正当な対価を受け取れる新たな関係を構築したのである。アバンティでは、毎年 40 フィートコンテナで 700 万円分を輸入しており、その量は今後 3 倍ほどに増やす計画である。この活動を通じて ACE は、551 人を児童労働から解放し、教育を受ける環境を整えることに成功していった。

3.3 新たな社会問題への接続とソーシャルビジネスの展開

オーガニックコットン事業を日本でいち早く展開するだけでなく、綿農家と服飾産業のトレーサビリティ制度を整え児童労働の撤廃に尽力し、自らも ACE と提携したフェアトレードを実践してきた渡邊氏は、日本のオーガニックコットン事業の第一人者になるとともに、社会企業家の第一人者として社会的立場を確立していくことになった。渡邊氏が築き上げたトレーサビリティ制度と社会企業家としての立場は、アバンティの製品を「オーガニックコ

ットンにロールスロイス」(本人談)として質と価格を担保し、高付加価値商品として販売していくことを正統化していくことにも繋がっていくことにもなった。

他方で、渡邊氏が築き上げたソーシャルビジネスと社会企業家としての立場は、その仕組みを通じて新たな社会問題の解決を期待するアクターを呼び寄せることにもなる。

実際、渡邊氏は社会企業家としての活動を通じて、児童労働とは異なる社会問題の解決を図るソーシャルビジネスに巻き込まれていくことになる。その契機となったのが、東日本大震災の復興ボランティアで偶然に出会った、吉田恵美子氏であった。吉田氏は福島県の震災復興に従事する「NPO 法人ザ・ピープル」⁸⁾の代表である。東日本大震災は、地震、津波、原発、風評被害といった複合的な災害を引き起こし、福島県の農業に甚大な影響をもたらした。原発による風評被害、また津波による塩害を被った農業従事者が、農業を断念するケースも多い。それまで地域経済を支えていた農業の著しい衰退が、被災者の復興を妨げる大きな要因となっていた。

吉田氏から福島の窮状を打開する要請を受けた渡邊氏は、食用ではなく、塩害にも強い綿をオーガニック栽培し、製品化する一連の取り組みで雇用の場を作り出すソーシャルビジネス「ふくしまオーガニックコットンプロジェクト」を立ち上げた。NPO 法人ザ・ピープルとの連携で福島県の農家、市民、学校、NPO、地元企業などの多様な地域住民を巻き込み綿花の栽培を開始し、2012年には約300キロ、2013年には栽培面積も倍近くに増え約900キロの綿の収穫が可能になった。アバンティはオーガニックコットンの栽培指導を行うと共に、ここで収穫された綿からコットンペイプ⁹⁾、福島オーガニックコットンTシャツを製造販売し、その利益を現地で働く人たちに還元している。

更に渡邊氏は、福島オーガニックコットンプロジェクトへの参加を通じて、その目標を現在起こっている福島県の震災問題(社会問題)の解決に留まらず、我が国における服飾産業全体の構造変換を見据えるようになった。福島県の新たな産業としてオーガニックコットン栽培を成立させることで、福島県の人びとが新たな仕事を手にすることが可能になるだけでなく、海外からの輸入に頼っている原綿栽培を国産のものにシフトさせ、日本の紡績、織物産業の復活を可能にさせる。これは、アバンティの自社ブランドである「プリスティン」でのコンセプトの一つであるメイドインジャパンを綿の栽培段階から達成させることに繋がると同時に、日本の紡績、織物、アパレル産業会を変革していく第一歩となる。これらの活動を通じてより鮮明に可視化される製品の製造過程は、低価格を求める消費者に高品質の裏に存在する労働者の努力と、それに対して正当な価格設定の必要性を自覚させるきっかけとなる。福島での事業によって消費者の意識が変化していけば、低コスト実現のために低賃金で労働者を利用しようとする企業を減らすことに繋がっていく。アバンティのように適正価格で綿農場と取引する企業が増えれば、綿農場は貧困から抜け出し、より多くの子供たちは児童労働から解放されると考え、その活動を拡大しているのである。

4 終わりに

本稿では、社会問題を悪、社会企業家を善とする二項対立構造を前提にその実践を捉えてきた社会企業家研究に対して、社会問題を引き起こす支配的な権力関係に、攪乱する反復によって介入していくことで解決を図る社会企業家の事例記述を行ってきた。

社会企業家研究は、無自覚に社会問題を悪、社会企業家を善とすることで、社会企業家が如何にして倫理的に社会問題を解決するのかについて議論することを困難にするという理論的課題を抱えてきた。本稿が取り上げた批判研究は、無自覚に自らを倫理的存在と位置付ける社会企業家の非倫理的実践を暴き出すことで、この研究領域の抱える理論的課題を浮き彫りにすることに成功した。もちろん批判研究も本稿も、社会問題を悪とし、解決すべき問題として位置付けることに異論はない。問題となるのは、社会問題を解決する倫理的存在として社会企業家を無批判に位置付けてしまうことである。これは、批判的態度のもとで社会企業家が社会問題を再生産していくことを暴露したとしても、解決しない。むしろこのような姿勢は、社会企業家の実践に対してソーシャルビジネスへの協力か、離反かの二択を迫り、倫理的暴力を産み出す権力関係の再生産構造を見失わせるだけでなく、社会企業家の肯定／否定の陰で秘密裏に倫理的暴力が継続されていくことになる。

そこで本稿では、この理論的課題に対してバトラーのジェンダー論の議論からその解決を試みた。Butler (1990) は、権力関係の内部に留まることで意図的にズレを生み出す「攪乱する反復」に、倫理的暴力として社会問題を反復的に生み出す権力関係を内破していく倫理的実践の可能性を見出していく。実際、本稿でとりあげたアバンティのソーシャルビジネスは、児童労働を引き起こす要因になっている服飾産業の権力関係を、パフォーマンスな実践によりソーシャルビジネスへとズラしていく作用として構築されていった。この事例記述から見出された発見事実と理論的貢献は、以下のようにまとめられる。

第一の発見事実は、アバンティが当初、オーガニックコットンを差別化のツールとして売り込むために構築したトレーサビリティ体制が、この産業が抱える児童労働問題を解決していく倫理的実践を生み出したことにある。オーガニックコットンのトレーサビリティ体制の確立はオーガニックコットンと児童労働を接続すると同時に、渡邊氏が児童労働を引き起こす服飾産業と綿農場の支配的権力関係を見出すきっかけとなった。彼女は服飾産業に関わる企業と日本オーガニックコットン協会を設立し、オーガニックコットンの定義に「児童労働問題の排除」を含めることで一般的な定義から意図的にズレを生み出すことで、市場から児童労働を撤廃しうる状況を構築していく。同時に、この定義によって生み出されたズレを、ACEと提携していくことで自社のオーガニックコットン事業をソーシャルビジネスへ置換していくことで反復しつつ拡大して行くのである。

アバンティならびに渡邊氏が展開するソーシャルビジネスは、彼女自身が服飾産業を構成

する主体としてその権力関係に関与し、オーガニック Cotton の定義にズレを生み出したことが起点となっている。社会企業家とは、既存の権力関係の内部から攪乱によって生じるズレを起点とし、既存の権力関係をソーシャルビジネスに置換することで新たな反復を生み出す主体である。本稿の第一の理論的貢献は、この社会企業家の実践を、「攪乱する反復」という倫理的実践として捉えたことであると考えられる。

とはいえ、社会企業家の行為を倫理的実践として位置づけるだけでは、批判研究の抱える理論的課題を十分に克服することはできない。そもそも、その倫理的実践として我々が捉えている人々の行為を、非倫理的であると暴いていったのが批判研究であった。

この理論的課題を解決するにあたり手がかりになるのが、オーガニック Cotton を社会問題の解決に繋げた社会企業家＝渡邊氏に引き寄せられる形で、震災復興といった新たな事業展開が生じたという、本稿の第二の発見事実である。前述のように社会企業家研究は、社会企業家が社会問題に対して善とすることで、彼らが実践するソーシャルビジネスが社会を変革する＝悪としての社会問題が排除されることを終着点として議論してきた。しかし、ソーシャルビジネスもまた、新たな権力関係であり必然的に各主体に反復を求める。当然、この権力関係に準拠していくことで、各々が抱える課題の解決を目指す主体は意図的にソーシャルビジネスに対する新たな反復を試みる。渡邊氏にとっては、東日本大震災を契機とする福島オーガニック Cotton プロジェクトがそれにあたる。ザ・ピープル代表の吉田氏が渡邊氏に福島県での震災復興事業への協力を依頼したのは、社会企業家としてソーシャルビジネスにより児童労働の解決を図る渡邊氏に、震災復興を社会問題として見出させる新たな反復であった。渡邊氏は自身が築き上げたソーシャルビジネスと社会企業家としての立場に対する「責任＝応答可能性」から、この問題に対処していく必要が生じた。社会企業家＝渡邊氏として依頼され取り組んだ事業を断ったり中止したりすることは、彼女自身が構築してきたソーシャルビジネスそのものの倫理性を問われることになる。いわば、渡邊氏は社会企業家であるが故に、社会企業家としての実践を反復する必要があったと考えられる。

Foucault (1980) が指摘するように倫理が不可知であるならば、そもそも社会企業家を善として分析することは困難である。フーコーは権力関係から導かれる人々の発話行為から、善であろうとする人々の実践を捉えてきた。だとすれば、社会企業家の倫理性とは、彼ら自身が構築した新たな関係構造を前提とした、各主体の（時には攪乱する）反復に対する「責任＝応答可能性」を果たすパフォーマンスな実践からでしか、社会企業家は自らの倫理性を明らかにすることはできない。それ故に渡邊氏は、NPO 法人ザ・ピープルの問いかけに、福島オーガニック Cotton プロジェクトで応答していったのである。

以上のように、社会企業家の倫理性とはア priori に規定されるものではない。自ら築き上げた真理の体制に対する「責任＝応答可能性」を果たす反復から把握されることを指摘したことが、本稿の第二の理論的貢献であると考えられる。

本稿では、アバンティのソーシャルビジネスの構築から、他者からの要請に答える形で反復的に行われる事業の広がり捉えてきた。他方で、他者による意図的な「攪乱する反復」に対応し、事業を再構築していく様相を十分に捉えることが出来なかった。この点については、今後アバンティが如何なる呼びかけと対峙し、事業を維持・発展していくかを注目していくことで、克服していきたい。

注

- 1) Karim (2008) は、それまで村の中に存在していた互助関係が崩壊し、より深刻な貧困に悩む女性はグラミン銀行を利用しようとする女性グループから排除され、さらなる貧困に陥っていることを指摘している。
- 2) Foucault の議論は、「真理の体制」により意味づけられる規範倫理に対する問題提起を行っており、「真理の体制」が覆い隠してしまう別の「真理の体制」に着目することで、より倫理的な態度を模索することにその目的があると言えよう。
- 3) 他者性、感受性、可傷性を拒絶し、倫理適応等の可能な姓を生み出す他者への原始的關係性が排除されてしまっている。そのため、他者との対話においても自己の保存が目的となり、事故の解体、再創造が行われることがない (Butler, 2005, 邦訳, 185 頁)。
- 4) 主な販売先として (株) 伊勢丹、(株) 三越、(株) 松屋といった一流百貨店があり、アバンティの独自ブランドである「プリスティン」のフラッグシップ・ショップを出店している。「プリスティン」は、アバンティの理念である「オーガニックコットンで体と心、地球にやさしいライフスタイル」を提案していくブランドである。
- 5) 1975 年創業。空調工具、計測機器の販売を主力事業としている。
- 6) NPO 法人日本オーガニックコットン協会 URL (<http://www.joca.gr.jp/>)
- 7) NGO 法人 ACE。
URL (<http://acejapan.org/>)
- 8) 岩手県いわき市内で古着のリサイクル活動を行ってきた NPO 法人。東日本大震災以後、オーガニックコットンの栽培を通じて、震災により大きな被害を受けた農業の再生を目指している。
- 9) 福島県いわき市のコットン畑から収穫された茶綿をまとった人形。人形の中には、綿花の種が入っており、購入者がその種からコットンを栽培できるようになっている。こうして栽培されたコットンを全国からいわき市に集め、コットン製品の製造を目指している。

参考文献

- Butler, Judith (1997) *Bodies That Matter*. New York (Routledge).
- Butler, Judith (1990) *GENDER TROUBLE Feminism and the Subversion of Identity*. New York (Routledge), (竹村和子訳 (1990) 『ジェンダー・トラブル フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青木社)。
- Butler, Judith (2005) *Giving An Account of Oneself*. Fordham University Press, (佐藤嘉幸・清水知子訳 (2008) 『自分自身を説明すること 倫理的暴力の批判』月曜社)。
- Dey, Pascal, and Steyaert, Chris (2012) *Social entrepreneurship: Critique and the radical enact-*

- ment of the social. *Social Enterprise Journal* Vol. 8. no. 2, pp. 90-107.
- Deforny, Jacques and Nyssens, Marthe (2010) Conception of social enterprise and social entrepreneurship in Europe and the United States: Convergences and divergences. *Journal of Social Entrepreneurship*, Vol. 1, No. 1, pp. 32-53.
- Foucault, Mitchel (1969) *L'archeologie du savoir*. Paris: Gallimard, (中村雄二郎訳 (1981) 『知の考古学』 河出書房新社)。
- Foucault, Mitchel (1980) *Power / Knowledge*. New York: Pantheon Books.
- 藤井敦史, 原田晃樹, 大高研道 (2013) 『闘う社会的企業』, 勁草書房。
- Giddens, Anthony (1998) *The Third Way*, Polity Press (佐和隆光訳『第三の道 効率と公正の新たな同盟』 日本経済新聞社, 1999年)。
- Karim, Lamia (2008) Demystifying Micro-Credit The Grameen Bank, NGOs, and Neoliberalism in Bangladesh. *Cultural Dynamics*, Vol. 20, No. 1, pp. 5-29.
- Khan, Farzad, R., Munir, Kamal, A. and Willmott Hugh (2007) A Dark Side of Institutional Entrepreneurship: Soccer Balls, Child Labour and Postcolonial Impoverishment. *Organization Studies*, Vol. 28, No. 7, pp. 1055-1077.
- Leadbeater, Charles (1997) *The Rise of the Social Entrepreneur*. Demos.
- 間嶋崇 (2012) 「経営倫理の実践論的転回とその課題」『専修マネジメント・ジャーナル』, 第 2 巻, 第 1 号, 1-10 頁。
- Mulgan, Geoff (2007) The Process of Social Innovation. *Innovations: Technology, Governance, Globalization*, Vol. 1, No. 2, pp. 145-162.
- Nicholls, Alex and Cho, Hyunbae, A. (2006) Social Entrepreneurship: The Structuration of a Field. *Social Entrepreneurship, New Models of Sustainable Social Change*. Oxford University Press, pp. 99-118.
- 大貫敦子 (2000) 「名づけ／パフォーマンスティビティ／パフォーマンス 批判の特権生と独断性を切り崩すストラテジー」『現代思想』, 第 28 巻, 第 14 号, 162-171 頁。
- 桜井哲夫 (1996) 『フォーコー 知と権力』 講談社。
- 高橋勅徳 (2012) 「秩序構築の主体としての社会企業家：倫理・社会資本・正統性概念の再検討を通じて」『経営と制度』 第 10 巻, 1-11 頁。
- 谷本寛治 (2006) 『ソーシャル／エンタープライズ —社会的企業の台頭—』 中央経済社。